



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年7月28日(火) 第9820号

目次

ページ

告示

- 群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示(技術支援課) 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3
- 道路の区域変更(同) 3
- 同 4

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民活動支援・広聴課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同) 4
- 同 5
- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 5

落札

- 落札者等の決定(総務事務管理課・学校人事課・警務課) 6

■ 告 示

◎群馬県告示第百九十九号

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和二年七月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示
群馬県農業共済組合検査規程(平成二十二年群馬県告示第二百七十一号)の一部を
次のように改正する。

第十八条中「口頭をもつて」を削る。
附 則
この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋高崎線	高崎市栄町205番の5地先から同市双葉町439番の5地先まで	前	24.5～44.5	34.3
			後	24.5～44.5	34.3

◎群馬県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋高崎線	高崎市栄町205番の5地先から同市双葉町439番の5地先まで	令和2年7月28日

◎群馬県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎伊勢崎線	高崎市双葉町439番の5地先から同市上中居町字荒神325番の13地先まで	前	0.1～10.2	1140.0
			後	0.1～10.2	1028.0

◎群馬県告示第203号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	353号	前橋市粕川町中之沢70番の19地先から同市同70番の178地先まで	前	17.5~24.6	233.1
			後	17.5~24.6 14.5~53.6	233.1 130.3

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請の日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一太

- 1 申請の日 令和2年7月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Connect
- 3 代表者の氏名 島村早苗
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新島町780番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、太田市民および太田市を訪れる人々に対して、カフェなどの集う場所や外国のアンテナショップの事業などを行うとともに、持続可能な社会の実現に向けた啓発活動や健康増進の為の啓発活動などを行い、その実現に向けて貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請の日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動

支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人高崎市聴覚障害者協会
- 3 代表者の氏名 堀米泰晴
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市保渡田町1328番地12
- 5 定款に記載された目的 この法人は、聴覚言語障害者の社会地位向上と文化水準の高揚等に関する事業を行い、もって公益の推進と地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あおいやね
- 3 代表者の氏名 藤川学
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市北橋町上南室450番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者が将来自立できるよう、障害者に対して、活動場所の提供や就労体験などに関する事業を行い、障害者福祉の発展及び環境整備に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤城北ろく	理 事	再 任	小野和巳	利根郡昭和村大字糸井6006番地
	同	同	松井一夫	同 同 同 6517番地
	同	同	宮田進	同 同 同 7096番地
	同	新 任	根津充	沼田市利根町二本松145番地

同	同	星野好行	利根郡昭和村大字糸井6696番地3
同	同	石井清	同 同 大字貝野瀬4679番地
同	同	須藤泰人	同 同 大字赤城原915番地1
同	同	七五三木清	同 同 同 1020番地
同	同	諸田孝一	同 同 同 1063番地8
同	同	佐藤一男	同 同 同 1189番地12
同	同	中里慎太郎	同 同 同 1302番地4
同	退任	佐々木尚可	沼田市利根町二本松125番地
同	同	金子啓一	利根郡昭和村大字糸井7267番地
同	同	星野吉一	同 同 同 7702番地3
同	同	松井幸一	同 同 大字貝野瀬4587番地
同	同	木村守	同 同 大字赤城原732番地
同	同	竹内敏昭	同 同 同 835番地
同	同	武井文勝	同 同 同 873番地5
同	同	坂大茂信	同 同 同 1288番地2
監事	再任	徳江豊	同 同 大字糸井6274番地
同	新任	飯塚忠男	同 同 同 6670番地3
同	同	西山英一	同 同 同 7237番地
同	退任	星野誠	同 同 同 6727番地3

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年7月28日

群馬県知事 山本 一太
 群馬県教育委員会教育長 笠原 寛
 群馬県警察本部長 松坂 規生

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県給与等計算システム構築運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 群馬県知事部局 群馬県総務部総務事務管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 - (2) 群馬県教育委員会 群馬県教育委員会事務局学校人事課 同上
 - (3) 群馬県警察本部 群馬県警察本部警務部警務課 同上

- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年6月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 随意契約に係る契約金額 420,576,528円(契約金額の内訳は、次のとおり)
 - (1) 群馬県知事部局 94,368,764円
 - (2) 群馬県教育委員会 274,036,107円
 - (3) 群馬県警察本部 52,171,657円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
